

# 合併協定書

新潟市  
須戸町  
岩室村  
小岩東村

白根市  
横越町  
西川町  
月瀉村

豊栄市  
亀田町  
味方村  
中之口村

## 1 合併の方式

白根市，豊栄市，中蒲原郡小須戸町，同郡横越町，同郡亀田町，西蒲原郡岩室村，同郡西川町，同郡味方村，同郡潟東村，同郡月潟村及び同郡中之口村を廃し，その区域を新潟市に編入する編入合併とする。

## 2 合併の期日

合併の期日は，平成17年3月21日とする。

## 3 財産の取扱い

白根市，豊栄市，小須戸町，横越町，亀田町，岩室村，西川町，味方村，潟東村，月潟村及び中之口村の財産（権利及び義務を含む）及び公の施設は，全て新潟市に引き継ぐ。

## 4 議会の議員の任期及び定数の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項及び第3項に規定する定数に関する特例を適用する。

## 5 農業委員会の取扱い

農業委員会については，市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項，第2項及び第3項の規定を適用し，現在各市町村に設置されている農業委員会の区域及び選挙による委員の定数を以下のとおりとして，4農業委員会を設置する。

新潟市農業委員会が所管する区域に，1つの農業委員会を設置し，選挙による委員の定数を30人とする。

白根市農業委員会，小須戸町農業委員会，横越町農業委員会及び亀田町農業委員会が所管する区域に，1つの農業委員会を設置し，選挙による委員の定数を27人とする。

豊栄市農業委員会が所管する区域に，1つの農業委員会を設置し，選挙による委員の定数を13人とする。

岩室村農業委員会，西川町農業委員会，味方村農業委員会，潟東村農業委員会，月潟村農業委員会及び中之口村農業委員会が所管する区域に，1つの農業委員会を設置し，選挙による委員の定数を28人とする。

ただし，各農業委員会の区域については，合併後の状況により再編，見直しを図る。

## 6 地域審議会の取扱い

地域審議会の取扱いについては，以下のとおりとする。

なお，第27次地方制度調査会の「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」における地域

自治組織（地域協議会を含む）が法制化された場合，同調査会の答申を踏まえた，それぞれの地域における取り組みを尊重しつつ，12市町村で協議し，その内容を反映させていく。

（設置）

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき，合併前の白根市，豊栄市，小須戸町，横越町，亀田町，岩室村，西川町，味方村，渦東村，月渦村及び中之口村の区域ごとに地域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（設置期間）

第2条 審議会を設置する期間は，合併の日から平成27年3月31日までとする。ただし，地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の指定があった場合においては，当該指定の日の前日までとする。指定日以後は，行政区ごとに審議会に代わる新たな附属機関を置くものとする。

（所掌事務）

第3条 審議会は，その所管する区域（以下「所管区域」という。）に係る次に掲げる事項について市長の諮問に応じて審議し，答申するものとする。

- (1) 合併建設計画の執行状況に関する事項
- (2) 合併建設計画の変更に関する事項
- (3) 所管区域のまちづくり計画の策定及び変更に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は，所管区域に関し必要と認める事項について審議し，市長に意見を述べることができる。

（組織）

第4条 審議会の委員は，30人以内をもって組織する。

2 委員は，所管区域に住所を有する者で，次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募により選任された者

（任期）

第5条 委員の任期は，2年とする。ただし，欠員が生じた場合における補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は，妨げないものとする。

（会長及び副会長）

第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置き，委員の互選によってこれを定める。

2 会長は，会務を総理し，審議会を代表する。

3 副会長は，会長を補佐し，会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは，その職務を行う。

（会議）

第7条 審議会の会議は，会長が招集する。

2 会長は，審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は，委員の半数以上が出席しなければ，これを開くことができない。

4 審議会の会議の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

5 審議会の会議は、公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、審議会に諮ったうえで公開しないことができる。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会の会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、所管区域を所管する支所において処理する。

(雑則)

第9条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 7 地方税の取扱い

### (1) 個人市町村民税

新潟市の制度に統一する。

ただし、均等割については、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、不均一の課税をする。この場合、合併年度及びこの翌年度は現行のとおりとし、それに続く2年度は500円加算した税額とする。

なお、地方税法の改正により均等割の標準税率が統一され、新潟市と同率になった場合は、不均一課税を実施しない。

### (2) 法人市町村民税

新潟市の制度に統一する。

ただし、法人税割については、新潟市より税率が低い場合は、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、不均一の課税をする。なお、この場合、合併年度及びこれに続く3年度は現行のとおりとする。

### (3) 固定資産税

新潟市の制度に統一する。

### (4) 軽自動車税

新潟市の制度に統一する。

### (5) 市町村たばこ税

新潟市の制度に統一する。

### (6) 鉱産税

新潟市の制度に統一する。

### (7) 特別土地保有税

新潟市の制度に統一する。

### (8) 入湯税

新潟市の制度に統一する。

### (9) 事業所税

新潟市の制度を適用する。

ただし、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、市町村の合併の特例

に関する法律第10条第1項の規定により、課税をしないこと又は不均一の課税をすることとする。なお、この場合、合併年度及びこれに続く2年度は課税をしないこととし、その翌年度は2分の1の税率とする。

#### (10) 都市計画税

新潟市の制度に統一する。

ただし、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、課税をしないこと又は不均一の課税をすることとする。なお、この場合、合併年度及びこの翌年度は現行のとおりとし、それに続く4年度は段階的に調整した税率とする。

### 8 一般職の職員の取扱い

- (1) 白根市，豊栄市，小須戸町，横越町，亀田町，岩室村，西川町，味方村，潟東村，月潟村及び中之口村の定数内職員及び定数外の休職中等の職員は，全て新潟市の職員として引き継ぐ。
- (2) 職員の任免，給与その他の身分の取扱いについては，新潟市の職員と不均衡が生じないよう公正に取扱うものとし，その細目は関係市町村の長が別に協議して定める。

### 9 特別職の職員の取扱い

#### (1) 三役及び教育長の身分の取扱い

白根市，豊栄市，小須戸町，横越町，亀田町，岩室村，西川町，味方村，潟東村，月潟村及び中之口村の三役及び教育長は，失職とする。

なお，当該市町村長は，原則として地域審議会の委員とするが，その具体的な取扱いについては，合併関係市町村の長が別に協議して定める。

また，当該市町村の助役，収入役及び教育長の身分の取扱いについては，合併関係市町村の長が別に協議して定める。

#### (2) 行政委員会及び監査委員並びにその委員の身分の取扱い

白根市，豊栄市，小須戸町，横越町，亀田町，岩室村，西川町，味方村，潟東村，月潟村及び中之口村に置かれている行政委員会及び監査委員は廃止し，その委員は失職とする。

### 10 行政組織機構の取扱い

#### (1) 各市町村の役所，役場及び行政組織機構の取扱い

合併前の行政サービス水準を確保するため，白根市役所，豊栄市役所，小須戸町役場，横越町役場，亀田町役場，岩室村役場，西川町役場，味方村役場，潟東村役場，月潟村役場及び中之口村役場は，合併時に地方自治法上の支所とする。

ただし，各支所については，現行の組織機能を考慮した組織体制とする。

支所の組織については，住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し，合併後の状況により再編，見直しを図る。

住民生活に直接影響を与えない管理部門は，早期に統合する。

各市町村に設置されている地方自治法上の出張所については、住民サービスの低下を招かないよう配慮した組織とし、合併後の状況により再編、見直しを図る。

## (2) 附属機関の取扱い

白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村に置かれている附属機関は、廃止する。

ただし、必要により各市町村の実情に応じた適切な措置を講ずる。

また、合併後の附属機関の委員構成については、必要により各市町村の実情に応じた適切な措置を講ずる。

## 1.1 一部事務組合等の取扱い

一部事務組合等の取扱いについては、別添の「行政制度調整方針」に定めるところによる。

## 1.2 使用料・手数料の取扱い

使用料・手数料の取扱いについては、別添の「行政制度調整方針」に定めるところによる。

## 1.3 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、一元化することが望ましいものがあることから、それぞれの実情を尊重しながら、調整に努める。

(1) 合併関係市町村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。

なお、統合に時間を要する団体は、合併後、早期に統合するよう調整に努める。

(2) 各市町村独自の団体は、自主的な判断に委ねる。

## 1.4 各種団体への補助金・交付金の取扱い

新潟市以外の合併関係市町村が、各種団体に交付している補助金等については、以下のとおり調整を図る。

(1) 合併関係市町村で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する。統一までの当分の間は、従来の実績に配慮するが、合併後の市域内において均衡を失しないよう調整を図る。

(2) 各市町村独自の補助金については、従来の実績に配慮するが、合併後の市域内において均衡を失しないよう調整を図る。

## 1.5 町字名の取扱い

白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村の町字名については、各市町村の意向を尊重する。

ただし、町名の重複等が生じないように調整する。

## 16 慣行の取扱い

- (1) 横越町，亀田町，味方村及び月潟村の姉妹都市等（国内）は，各市町村の地域の交流事業として継承していく。
- (2) 豊栄市の姉妹都市（国外）は，新潟市に引き継ぐ。
- (3) 市町村民憲章は，新潟市の制度に統一する。  
ただし，新潟市以外の各市町村民憲章は，各市町村の地域の憲章として継承していく。  
また，合併後一定の段階で見直しを行う。
- (4) 各種宣言は，新潟市の制度に統一する。  
ただし，新潟市以外の各種宣言は，各市町村の地域の宣言として継承していく。
- (5) 合併後の市の木と花の制定にあたっては，合併記念の一環として，市民に公募し，決定する。  
ただし，各市町村の木と花及び推奨の木と花等は，各市町村の地域の木と花等として継承していく。
- (6) 消防出初式は，新潟市の制度に統一する。  
ただし，各地域においても，必要に応じ出初式を実施する。
- (7) 成人式は，新潟市の制度に統一する。  
ただし，開催場所については，合併後調整する。  
また，各市町村の事情によっては，当分の間，現行のとおりとする。

## 17 各種事務事業の取扱い

各種事務事業の取扱いについては，別添の「行政制度調整方針」に定めるところによる。

## 18 合併建設計画

合併建設計画は，別添の「新潟地域合併建設計画（新にいがたまちづくり計画）」に定めるところによる。